

### 3.2.6 中間コア型2

【一般室が多数の小部屋で隣接室が防火区画されており、一般室に空気逃し口(自然)がある場合】

#### (1) システム概要及びエリアと防火区画の設定

概念図を図3.2-11、平面図と加圧防排煙の計画を図3.2-12に示すが、2箇所の付室を同時に加圧給気しており、空気逃し口は自然方式ですべての一般室(客室)に分散して設けている。

表3.2-14 中間コア型2の加圧防排煙方式の概要

付室	圧力逃し口	備考
加圧給気室×2	自然方式×33	一般室に空気逃し口を分散設置

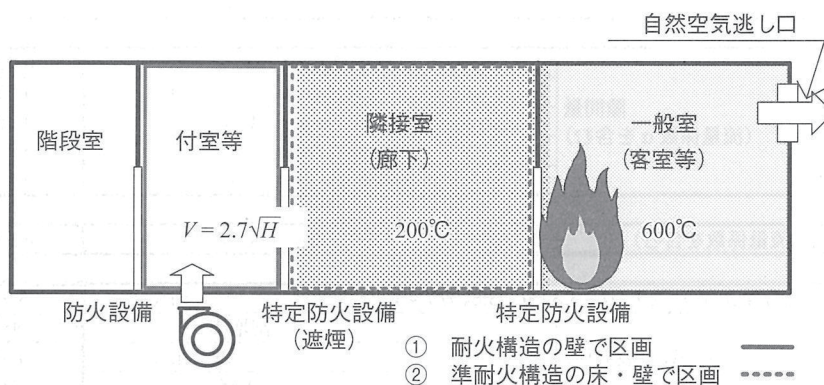


図3.2-11 中間コア型2の加圧防排煙方式の概念図

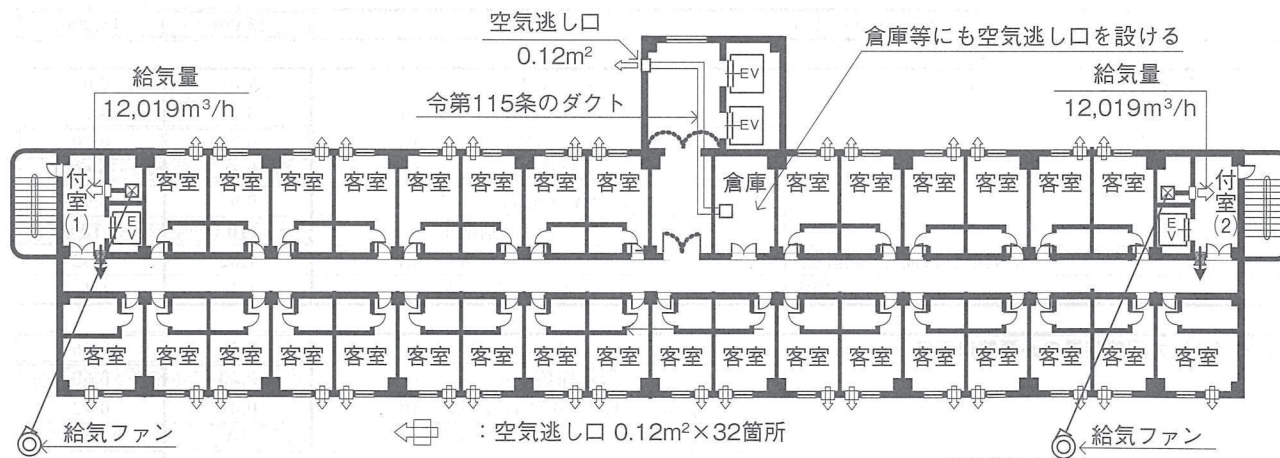


図3.2-12 中間コア型2の平面図と加圧防排煙の計画

#### (2) 試算結果

試算結果を表3.2-15にまとめて示すが、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 空気逃し口は各小部屋に分散設置しているため付室扉の風速は、すべての空気逃し口設置室の扉を開放した状態で測定する必要がある。

表3.2-15 中間コア型2の試算結果のまとめ

付室No.	給気量 (m <sup>3</sup> /h)	空気逃し口		圧力調整ダンパー 開口面積 (m <sup>2</sup> )
		機械方式 (m <sup>3</sup> /h)	自然方式 (m <sup>2</sup> )	
付室(1)	12,019	—	0.12×16=1.90	0.46
付室(2)	12,019	—	0.12×16=1.90	0.46

各空気逃しは30m以内に設置されており、それぞれ付室1、2の加圧給気と連動している。

1	【設置】 加圧防排煙方式以外の排煙方式の混用	該当 条項	昭44建告第1728号 (H21.9.15改正) 第2第四号
	<p>【質問】</p> <p>同一階の全ての付室を加圧防排煙方式としなければならないのか。</p> <p>【回答】</p> <p>同一階に複数の付室がある場合、一つの付室を加圧防排煙とし、他の付室を機械排煙や排煙窓等とすることは可能です。しかし、計画によっては、加圧していない付室に煙が流れ込む危険等があります。当該階や建築物全体の安全性を十分に検討した上で、煙制御方式を選定することを推奨します。</p> <p style="text-align: right;">本文参照：1.3節</p>		
2	【給気口】 給気口の設置位置と風速	該当 条項	昭44建告第1728号 (H21.9.15改正) 第2第四号イ
	<p>【質問】</p> <p>付室の給気口の設置位置や吹出風速に基準はあるのか。</p> <p>【回答】</p> <p>加圧給気口の設置位置や吹出風速には特に基準はありません。</p> <p>ただし、遮煙開口部に動圧をかけると、その影響で隣接室から付室に向かって逆向きの気流が生じるおそれがあるため、可能な限り遮煙開口部に動圧が掛からないように、特に開口下部に動圧が掛からないように注意する必要があります。</p> <p>また、吹出風速は、避難者の通行障害や付室内の圧力分布が著しく乱されない程度としてください。</p> <p style="text-align: right;">本文参照：2.4.1節、3.1.6節</p>		